



■ 令和 5 年 10 月以降から取扱いの変更となる制度 ■

令和 5 年 10 月よりインボイス制度が開始されますが、インボイス以外にも 10 月より取扱いが変更となる制度がありますので、あらためて確認していきます。

1 【所得税】グループ子法人から支払を受ける配当等に係る源泉徴収制度の不適用

内国法人（一般社団法人等を除きます。）が、令和 5 年 10 月 1 日以後に支払を受けるべき配当等で下記に該当するものについては、源泉所得税の徴収は不要とされます。

① 完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等

② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が 3 分の 1 超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

受取配当等の益金不算入制度においても「完全子法人株式等」及び「関連法人株式等」の配当に係る区分が存在しますが、特に「上記②の源泉所得税の徴収が不要となる配当等」と、受取配当等の益金不算入制度の区分上における「関連法人株式等に係る配当等」では、その範囲が異なることにご注意ください。

【関連法人株式等の 3 分の 1 超の判定】

項目	保有する法人	保有期間
源泉徴収不要制度	自社のみ（直接保有分）	基準日等
受取配当等の益金不算入制度	自社（直接保有分）＋完全支配関係のある他の法人（間接保有分）	配当等の額の計算期間等一定の期間

2 【所得税】配当課税特例に係る大口株主判定方法の変更

上場株式等の配当等の支払を受ける個人が、その配当等につき株式等保有割合が 3%以上である大口株主に該当するかどうかの判定にあたり、令和 5 年 10 月 1 日以後の配当等については、その個人の同族会社が保有する上場株式等も含めて判定することとされました。例えば同じ上場株式を個人で 1.5%、同族会社で 2%を保有するケースで配当を受けた場合、改正前は個人保有のみで判定することになりますので、その個人は大口株主に該当せずに下記のいずれかが有利な方法を選択することができました。

方法	内容
申告不要	・確定申告を行わずに源泉徴収（税率 20.315%）のみで完結
申告分離課税	・他の所得と合算せずに分離して税額計算（税率 20.315%） ・上場株式等の譲渡損失との損益通算可 ・配当控除不可
総合課税	・他の所得と合算して税額計算（累進税率） ・配当控除可

しかし、令和 5 年 10 月 1 日以後の配当については、同族会社保有分を含めると大口株主に該当しますので総合課税しか適用することができません。累進税率により計算した結果、税負担が増えるケ

ースが想定されます。